

(仮訳)  
**三極特許庁ラウンドテーブル・ディスカッション議事録**  
2008 特許情報フェア & コンファレンス (東京)

1. 日 時：平成 20 年 11 月 5 日 (14:00~17:00)
2. 場 所：科学技術館 特設会場 (東京・北の丸)

**参加者** (計 22 名)

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| 1. 相沢 浩之  | DIC 株式会社           |
| 2. 飯田 康   | テルモ株式会社            |
| 3. 飯野 由里江 | ライオン株式会社           |
| 4. 伊藤 徹男  | J S R 株式会社         |
| 5. 伊東 秀記  | 株式会社日本触媒           |
| 6. 今津 均   | 株式会社ノリタケカンパニーリミテド  |
| 7. 上野 京子  | 社団法人化学情報協会         |
| 8. 川本 敦子  | 株式会社東芝             |
| 9. 高野 誠司  | NRI サイバーパテント株式会社   |
| 10. 竹内 徹  | NRI サイバーパテント株式会社   |
| 11. 寺岡 岳夫 | 富士通株式会社            |
| 12. 藤堂 弘行 | 中央光学出版株式会社         |
| 13. 仲田 正利 | 日本パテントデータサービス株式会社  |
| 14. 成井 洋二 | 日油株式会社             |
| 15. 西井 貞男 | チッソ株式会社            |
| 16. 西山 和博 | 株式会社日立技術情報サービス     |
| 17. 濱岡 和彦 | 日産自動車株式会社          |
| 18. 板東 信行 | 株式会社クラレ            |
| 19. 広瀬 隆夫 | 株式会社パトリス           |
| 20. 深澤 眞裕 | 株式会社発明通信           |
| 21. 堀越 節子 | 株式会社日本電気特許技術情報センター |
| 22. 松谷 貴己 | 日本化薬株式会社           |

**パネリスト (三極特許庁):**

**日本特許庁 (JPO):**

- |               |          |         |                        |
|---------------|----------|---------|------------------------|
| 1. 後谷 陽一 (議長) | 総務部普及支援課 | 特許情報企画室 | 室長                     |
| 2. 神山 茂樹      | 総務部普及支援課 | 特許情報企画室 | 調査班長<br>(プレゼンテーション発表者) |
| 3. 小原 一郎      | 総務部普及支援課 | 特許情報企画室 | 課長補佐                   |

**欧州特許庁 (EPO):**

- |                 |        |                                   |
|-----------------|--------|-----------------------------------|
| 1. リチャード・フラマー   | ウィーン支局 | 特許情報主席部長                          |
| 2. ギュンター・ヴァツェック | ウィーン支局 | 流通・サービス部 ディレクター<br>(プレゼンテーション発表者) |

**米国特許商標庁 (USPTO):**

- |                |                     |                          |
|----------------|---------------------|--------------------------|
| 1. ジュディ J. スワン | 企画管理・報告管理・知識管理専門事業部 | マネージャー<br>(プレゼンテーション発表者) |
|----------------|---------------------|--------------------------|

## 1. プレゼンテーション:

各三極特許庁は、特許情報について簡単なプレゼンテーションを行った。  
各庁のプレゼンテーションの主な項目は以下の通り。

### (1) EPO: EPOの特許情報

- EPOの特許情報ポリシー
- EPOのデータとその他のデータ
- チャンネル(情報提供経路)
- 今後の計画

### (2) USPTO: USPTOの特許情報

- 米国内の特許情報について - 特許 e-コマースの開発
- 特許出願情報検索 (PAIR)
- 電子情報のプロダクト&サービス

### (3) JPO: JPOの特許情報ポリシー

- IP 情報普及の基本ポリシー
- 特許電子図書館 (IPDL)
- 最適化計画: 情報普及

## 2. ディスカッション(依頼・質問・回答)

### (1) 特許情報利用全般

今回参加したエンドユーザーは日本のみならず欧米の特許情報についても関心のある人々である。ディスカッションを通じて、彼らの特許情報サービスの利用形態はその目的によって異なることがわかった。経過情報等の個別案件の情報の取得には epoline や PAIR 等の各特許庁が提供するサービスを利用している。一方、一部の参加者はサーチおよび文献取得については esp@cenet 等各特許庁が提供するサービスに加え、商用サービス(高度な検索)またはインハウス DB(主に日米特許文献)を利用している。

### (2) 三極特許庁 (EPO・USPTO・JPO)

**三極 1.** IPC は重要であると認識している。現状、各庁は各国固有の分類と IPC とのコンコードانسを用いて IPC 付与しているが、コンコードانسの品質に問題があるようだ。例えば、IPC 検索において検索結果が 0 件になることがあるが、これは文献が適切でない分類に振り分けられているものと思われる。したがって、コンコードانسを見直し、分類付与精度の向上をお願いしたい。

➤ **EPO 回答:** 分類データの質と正確性は最も重要な課題のひとつである。EPO は分類データを遅れることなく正確に提供することに最大限努力している。IPC データに関するユーザーからのコメントは、EPO の慣行を改善するために、または IPC データの精度を向上させるために EPO で検討する。

➤ **USPTO 回答:** IPC は重要であると認識している。初めに、USPTO は公開特許公報 (PGPub: Pre-Grant Publication) の外注業者が付けている IPC 分類の質に注目している。次に、IPC 検索においてヒットしないのは不適切なサーチシンタックスによる可能性もある。いずれにせよ、USPTO は WWW 特許検索サイトの IPC サーチフィールドを再検討する。

➤ **JPO 回答：** IPC は重要という認識は有している。個別の情報でも良いので、情報をいただければ幸い。

### (3) EPO と USPTO

**EP&US1.** 日本には約 15 社のデータベース事業者が存在するが、欧州や米国における状況はどうか。

➤ **EPO 回答：** 欧州には、10～15 程度の民間特許情報提供事業者からなる PatCom と呼ばれる団体が存在する。(2007 年 6 月に導入された) EPO の新しい特許情報ポリシーでは、特許情報のユーザータイプ別に対する特別な取り扱いは想定されていない。別の言葉で言えば、すべてのユーザー、つまり一般ユーザーとコマーシャルユーザーは、このポリシーにおいて同等に扱われるということである。このポリシーの基本原則のひとつに、情報をバリアフリーで提供することがある。特許情報をマージナルコストで提供するポリシーは変更されていない。

➤ **USPTO 回答：** 商用データベースを提供する会社は存在する。公開、登録となった案件のバルクデータのほとんどは、このような会社に提供されている。現在、USPTO は 15 の顧客に有料で特許情報を直接提供している。この 15 顧客が特許情報を他の顧客に提供しているかどうかは分からないが、その 15 顧客が他の顧客に情報を提供している場合、ある条件の下で、次の顧客が特許情報を提供している可能性がある。故に、情報提供事業者の総数を見極めることは難しい。

**EP&US2.** 米国、欧州にも民間業者や業界団体が存在しているようだが、EPO、USPTO において、民間事業者を通じた情報普及という施策はとられているのか。また、官民の関係はどうか。

➤ **EPO 回答：** 欧州のどのユーザーまたはどのユーザーグループが、特許情報のプロダクトやデータをどの程度あるいはどのように使用しているかという質問に正確に答えることは難しい。欧州においては、特許情報を提供するために EPO、EPO のメンバー国特許庁、民間事業者からなる 3 層構造となっているため、それらすべての経路を通じて情報が提供されており、どの情報源がどの程度で使われているかを特定することは難しい。EPO と民間提供事業者 (PatCom) は、特許情報エリアにおける今後の開発についての情報を交換するために定期的に会合を行っている。新たに策定された特許情報ポリシーにおいても、民間提供事業者側と EPO 及び EPO 加盟国側との間で築いてきた建設的で実りの多い関係はこれまで通り変わらないと言えることができる。

➤ **USPTO 回答：** 米国においても USPTO は民間事業者へデータ提供を行うと共に、民間のデータベースを利用している。官民は双方向の関係である。特に、USPTO は特許情報をデータプロダクトとして提供している。USPTO のデータを購入する民間特許情報提供事業者 (1 次業者又は 2 次業者) が、購入した USPTO のデータを集約した製品として販売することや付加価値を付けた製品として販売すること、あるいは他の関連情報サービスを提供することに関して規制はない。USPTO の契約条件には、USPTO とバルクデータの顧客 / 定期購買者との関係が記載されている。また、逆の関係も要因のひとつとなっている。つまり、USPTO は特許審査官や分類専門官のために、付加価値の付いた情報サービスを USPTO からデータを購入した民間提供事業者から購入している。

### (4) EPO

**EP1.** EPO のプレゼンテーション中に、情報提供のバリアフリーという説明があったが、現在 esp@cenet において、Title と Abstract によるキーワード検索が可能であるが、全文フルテキスト検索ができれば素晴らしい。

➤ **回答：** 今後の esp@cenet の開発計画において、全文フルテキスト検索機能を esp@cenet に設けることも考えている。現時点では、その機能がいつ提供されるかについては正確に答えることはできないが、この機能には請求の範囲のテキスト検索も含まれる予定である。

EP2. EPO のリーガルステータスについて、更新のタイムラグとカバー範囲の問題を改善してほしい。DocDB のデータは非常に有難いが、さらなる充実を希望する。

➤ **回答：** リーガルステータス情報は非常に有用な情報であり、また重要な情報でもある。EPO はリーガルステータス情報の開発に関する同様の依頼をいろいろな機会を受けている。データの質を高めるために、あるいはデータの提供範囲を広げるために、EPO は EPO 加盟国や他の特許庁と継続的に連絡をとっている。

EP3. 我々は機械翻訳に関心を持っており、esp@cenet と欧州系の商用 DB の独英翻訳結果を比較したのだが、特に複合語について esp@cenet の翻訳精度が勝っていた。ある欧州系ベンダーは、esp@cenet の機械翻訳辞書の品質を高く評価しており、辞書データを提供してほしいとの要望を語っていた。EPO の機械翻訳辞書が提供される可能性についてお聞きしたい。

➤ **回答：** 翻訳の質はますます向上しているが、既存の辞書は十分な完成レベルまで達していないというのが EPO の専門家の意見である。EPO は、技術的な内容が十分なレベルまで達し、法的な問題が解決次第、一般に提供することを考えている。EPO は機械翻訳と機械翻訳に使用される辞書の重要性を認識しており、来年のラウンドテーブルでは前向きな回答ができることを願っている。

EP4. EPO で再分類された文献には First Indicator が存在しない。EPO による再分類は重要であるので、是非改善して頂きたい。

➤ **回答：** この場所で、この問題に関する明確な理由をすぐに特定することはできない。本件はストックホルムでのラウンドテーブル・ディスカッションでも取り上げられた。この情報はすでに分類を担当している部署に送られており、近いうちに何らかの結果・改善が見られると確信している。

EP5. 年金、SPC の情報について、メンバー各国の段階に入ってから情報が見られるようなデータベースや単一のプラットフォームを EPO が作成・提供することは可能か。

➤ **回答：** EPO は EPO 加盟国と良好な関係を持っており、できる限りそのようなデータを加盟国から集めて、一般に提供しよう努めている。しかし加盟国の状況にもよるが、技術的な理由や他の理由により、そのような情報を入手できない場合や、加盟国から EPO に提供できない場合がある。EPO はこのような加盟国と今後も継続して連絡を取り、その情報を一般に提供できるようにこのような加盟国をサポートしていくつもりである。

EP6. EP の公開書誌を分析した結果、EP 公開公報発行件数 1,456,577 件に対し、要約が欠落している案件が 31,632 件存在した。データ出荷時に機械チェックをする等により品質の向上を希望する。

➤ **回答：** 頂いた指摘によると、すべてのデータの約 2% が Missing となっているようである。結論を出す前に、まずはその欠如している要約データが何故欠如したのかを分析する必要がある。データ品質の問題であれば、EPO はすぐに対応する。他方で、何らかの法的な理由、例えば、出願の取り下げ・取り消しや、他の理由により出願が公開されなかった等ために要約が掲載されていない可能性が考えられる。とにかく、この問題は調査し、必要であれば、質の向上や完全性の確保のために適切な処置を行う。

## (5) USPTO

US1. PAIR について正確かつタイムリーに情報提供して欲しい。また、PAIR のリーガルステータス、年金情報、権利期間延長などの情報を生データのバルク提供を希望する。

➤ **回答：** USPTO は、公開された出願のバルク・メタデータをデータ普及プロダクトとして一般に提供する方法を捜している。USPTO の IT チームの現時点における優先事項は、古くな

ったインフラでは対応できない新しいサービスや機能を追加する前に、そのインフラを強化することである。インフラが変われば優先事項も変わる。USPTOの目標は、知的財産権に携わるあらゆる者に特許情報の全データを時間に関係なく提供することである。現時点でそのデータについての価格は決まっていない。

US2. USPTOのAssignment DBを利用している。しかし、検索条件を1つしか入力できないため検索に苦労している。検索条件を複数入力したい。

➤ **回答：** Assignment DBのオンライン検索機能には8分野から選べる検索機能があるが、1度に1項目のみの検索と制限されている(例外として、譲受人または譲渡人のどちらかの項目で表示される対象案件を検索することは可能である)。また、USPTOは高度な検索者にとって有益と思われる他の定期購読制の他の情報源(光学ディスク製品の「Patents ASSIGN」やダウンロード可能な毎日の特許譲渡活動のファイルなど)を提供している。この製品の詳細情報についてはUSPTOのウェブサイトを見るか、電子情報製品課([ipd@uspto.gov](mailto:ipd@uspto.gov))にご連絡下さい。

US3. USPTOのAssignment DBの検索結果には、発明者から企業への権利譲渡と企業間の権利譲渡が混在している。企業間の権利譲渡のみを対象として検索できないか。

➤ **回答：** USPTOのオンライン検索機能では、企業と個人とを区別することはできない。つまり、収録された権利譲渡活動を単に表示しているだけである。また、すべての権利移転の情報が登録されているとは限らず、収録用として特別にUSPTOに提出された権利譲渡のみがオンライン・データベースで表示されることに留意してもらいたい。

US4. 公開特許公報(PGPub)に譲受人(Assignee)が書かれていないものが多い。今まで制度上無理だと思っておりあきらめていたが、改善は可能か？

➤ **回答：** 公開時に譲受人の情報をもれなく掲載することは現在のところ不可能。ご要望を持ち帰りたい。公開/発行特許文献で表示される譲受人に関する情報は、別の譲渡システムとは関係のない情報または別の譲渡システムから派生した情報ではない。特許が発行される時に、出願人は特許が誰に発行されるのか譲受人の名前を明記する機会が与えられる。この情報は、特許発行基本料金の送達状(特許用紙)に記入されている入力情報から来ているもので、いかなる種類の譲渡記録の相互検証から来るものではない。譲渡記録は要求事項ではないが、強く推奨されている。譲渡記録は行政手続きであり、特許手続きとは別に行われている。譲渡記録には、ある特定の特許出願番号または発行特許番号の譲渡を記録するために特別な依頼がなされた書類のみが反映されている。

US5. 譲渡情報(Assignment Information)について、出願人より提出された書類の名義人に誤記が多い。USPTOで修正して提供してもらえないか。

➤ **回答：** 譲渡データの精度に関する責任はデータ提出者にあり、提出書類の適法性や信憑性、あるいは完全性などについてUSPTOは見直すことはない。譲渡に関するデータは、権利移転書類と共に提出された必須のカバーシートから来るもので、次の2つの方法のどちらかでシステムに収録される:(1)紙で提出された書類はUSPTOのデータ入力係により転記、又は(2)書類提出者により電子的に作成され提出。カバーシートに記載されているデータをUSPTOが間違っ て入力した場合、その誤りは要請に応じて修正される。しかし、カバーシートのデータが提出人により間違っ て入力された場合、もしくは提出された紙書類に誤りがあつた場合、原提出人により訂正が再度提出されなければならない。

US6. IPCとUS Classの付与ミス率を計算した結果、質は改善傾向にあるものの、付与ミスは依然として存在する。データの出荷時にマッチング行程を入れるだけでも付与ミスを減少させることができるのではないか。

➤ **回答：** US特許文献に付与される分類の検証は行っている。USPTOの特許検索サイト

におけるサーチでは現在の US 特許文献に付与されている分類を検索するが、この分類は公報発行時の分類と（再分類等により）異なることもある。この件については分析を続け、更に何かできるかを決定する。

US7. IPC と US Class のコンコーダンスについて、US Class から IPC へのものは提供されているが、その逆が提供されていない。提供について検討願いたい。

➤ **回答：** 参加者より USPTO ウェブサイトの下記リンクにより当該情報が提供されているとの情報が寄せられた。

#### **【USPC-to-IPC Reverse Concordance】**

[www.uspto.gov/go/classification/international/ipc/ipc8/ipc\\_concordance/ipcsel.htm](http://www.uspto.gov/go/classification/international/ipc/ipc8/ipc_concordance/ipcsel.htm)

#### **(6) JPO**

JP1: 各国 IP 庁のデータベース利用については、それらのデータベースにしか存在しないデータ（リーガルステータス等）を主として利用している。例えば、PAIR や epoline は有用である。JPO にも同等のサービスを要望する。

➤ **回答：** 平成 24 年の特許庁運営基盤システム実現により、現在よりも使い勝手のよいデータ・サービスを提供する予定。